

福島県バイオマス活用推進計画(案)に対する御意見と対応について

パブリックコメント実施期間:平成30年3月19日～平成30年4月18日
意見応募者数:2名 意見件数:6件

No	項目	ページ	御意見の内容とその理由	対応
1	1.計画の基本事項 (1)計画策定の趣旨	P1 33行目	以下の趣旨を追加。 森林の放射性物質による汚染は依然として継続している。一方で、汚染木材の焼却はバグフィルター等の除じん設備を設置したとしても、放射性物質を含む微小粒子の再拡散は避けられない。微小粒子の吸入は肺胞にまで到達し様々な健康影響があることはPM2.5の健康影響調査等によりすでに指摘されている。したがって放射性微小粒子の再拡散は周辺住民への健康影響懸念は大きい。このため、木材の焼却によるバイオマス利用については推進しないこと。特に森林においては土壌に放射性物質が体積しており、除染の計画はないことから、極力立ち入らずにモニタリングを継続する。	放射性物質の検査はもちろん、飛散防止対策を徹底することが必要と考えますので、以下のとおり追記しました。 「改めて、賦存量や利活用の現況と課題を整理し、 <u>放射性物質検査及び飛散防止対策の徹底を図った上で、推進方を明らかにすることを目標として、～</u> 」
2	2 バイオマスの活用の現状と課題 (2)活用の現状と課題 ウ 製材工場残さ	P3 20～21行目	対象バイオマスの製材工場残さについて、活用の現状と課題の中で、「製材加工により発生する樹皮が震災から6年以上が経過し、放射性物質濃度が低減し～」となっているが、県内の森林は除染が実施されていないため、高濃度の値が検出されている。 又、製材加工による樹皮に限らず、木質バイオマス発電所用の燃料チップも樹皮は混入させるべきではないと考えている。 県内材の樹皮は、燃料とするのには、まだ時期尚早と考えられます。樹皮は基本的方法として、中間貯蔵施設にて保管すべきものとして計画していただきたい。 環境汚染の再拡散と風評被害を回避するため慎重の上にも慎重を期して計画すべきものと考えます。	放射性物質の検査とその結果の情報提供が必要と考えますので、以下のとおり追記しました。 「利用可能な樹皮が増加していく中、 <u>放射性物質検査結果等の情報提供を含め、利用の安全性を示した上で、どのように利用に結びつけ～</u> 」
3	3 バイオマス活用の目標 (2)目標 ウ 製材工場残さ	P6 2～3行目	以下の趣旨に書き換え。 燃料としての使用は放射性物質を含む微小粒子を周辺に再拡散するため行わない。	放射性物質の検査はもちろん、その情報提供が必要と考えますので、以下のとおり追記しました。 「現在、産業廃棄物として処分されている樹皮の量を減らすためには、 <u>放射性物質検査結果等の情報提供を含め、利用の安全性を示した上で、利用を回復させる～</u> 」
4	4 バイオマスの活用に向けた推進方針 (1)関係者の理解促進	p8 5行目	「地域住民等の理解を深める必要がある」を「地域住民等の理解を深め、その合意・一致点を見出す必要がある」とするべきと考える。何故なら、国の方針に基づき、その実現ありきを強調すべきではなく、その地域に住む住民の意向を尊重して計画していただきたいと考える。本来の地方自治のあり方に則って計画して欲しい。民主的な県政をベースにすべき。	地域住民の意向は重要と考えますので、以下のとおり追記しました。 「農業系バイオマスを供給する～地域を所管する行政機関等が、バイオマス資源の発生状況や利用の現状等に関する認識について共有し、理解を深め、 <u>地域住民等の理解を得ながら、それぞれの立場で、目標達成に努めます。</u> 」
5	4 バイオマスの活用に向けた推進方針 (4)バイオマス種類別の推進方針	P9 1行目	以下に書き換え。 樹皮の利用については、特に放射性物質の微小粒子の拡散の恐れが大きいことから推進しない。	飛散防止対策を徹底することが必要と考えますので、No1～4のとおりに追記しました。
6	4 バイオマスの活用に向けた推進方針 (5)エネルギー利用 ②木質バイオマスの利用促進	P12 8～9行目	以下に書き換え。 木質バイオマス発電については、集じん設備としてバグフィルターを用いても放射性物質の微小粒子の拡散は避けられないことから、推進しない。	放射性物質の検査はもちろん、飛散防止対策を徹底することが必要と考えますので、以下のとおり追記しました。 「既存石炭火力発電所等において、 <u>放射性物質の検査及び飛散防止対策をした上で、本県の木質バイオマスの利用拡大に努める。</u> 」